

上山市議会会議録

第506回定例会

予算特別委員会

(令和2年12月8日)

令和2年12月8日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 議第65号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第11号）
議第66号 令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第67号 令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）
議第68号 令和2年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|----|----|---|---|---|-----|----|
| 谷 | 江 | 正 | 照 | 委員 | 石 | 山 | 正 | 明 | 委員 |
| 佐 | 藤 | 光 | 義 | 委員 | 守 | 岡 | | 等 | 委員 |
| 高 | 橋 | 要 | 市 | 委員 | 棚 | 井 | 裕 | 一 | 委員 |
| 尾 | 形 | み | ち子 | 委員 | 長 | 澤 | 長 | 右衛門 | 委員 |
| 川 | 口 | | 豊 | 委員 | 中 | 川 | と | み子 | 委員 |
| 神 | 保 | 光 | 一 | 委員 | 枝 | 松 | 直 | 樹 | 委員 |
| 川 | 崎 | 朋 | 巳 | 委員 | 高 | 橋 | 義 | 明 | 委員 |
| 大 | 沢 | 芳 | 朋 | 委員 | | | | | |

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|----|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 横 | 戸 | 長 | 兵衛 | 市 | 長 | 山 | 本 | 幸 | 靖 | 副 | 市 | 長 | | | | | | | |
| 尾 | 形 | 俊 | 幸 | 庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長 | | 富 | 士 | 英 | 樹 | | 市 | 政 | 戦 | 略 | 課 | 長 | | | |
| 平 | 吹 | 義 | 浩 | 財 | 政 | 課 | 長 | 前 | 田 | 豊 | 孝 | 税 | 務 | 課 | 長 | | | | |
| 木 | 村 | 昌 | 光 | 市 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 直 | 美 | 健 | 康 | 推 | 進 | 課 | 長 |
| 鏡 | | 裕 | 一 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 齋 | 藤 | 智 | 子 | 子 | ど | も | 子 | 育 | て | 課 | 長 |
| 鈴 | 木 | 英 | 夫 | 商 | 工 | 課 | 長 | 佐 | 藤 | | 毅 | 観 | 光 | 課 | 長 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|------------------------|---|---|---|------------------------|---------------------------|
| 漆 | 山 | 徹 | 農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長 | 須 | 貝 | 信 | 亮 | 建設課 長 | |
| 秋 | 葉 | 和 | 浩 | 上下水道課 長 | 武 | 田 | 浩 | 会計管理者 (兼)会計課 長 | |
| 佐 | 藤 | 浩 | 章 | 消 防 長 | 古 | 山 | 茂 | 満 | 教育委員 会長 教 育 |
| 土 | 屋 | 光 | 博 | 教育委員 会長 管 理 課 長 | 遠 | 藤 | 靖 | 教育委員 会長 学 校 教 育 課 長 | |
| 大 | 澤 | 泰 | 雄 | 教育委員 会長 生 涯 学 習 課 長 | 高 | 橋 | 秀 | 典 | 教育委員 会長 ス ポー ツ 振 興 課 長 |
| 大 | 和 | 啓 | 監 査 委 員 | 舟 | 越 | 信 | 弘 | 監 事 査 務 局 員 長 | |

事 務 局 職 員 出 席 者

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|-------|
| 金 | 沢 | 直 | 之 | 事 務 局 長 | 鈴 | 木 | 淳 | 一 | 副 主 幹 |
| 渡 | 邊 | 高 | 範 | 主 査 | 齋 | 藤 | 理 | 恵 | 主 任 |

午前10時00分 開 会

議第65号 令和2年度上山市一般
会計補正予算(第11
号)

開 議

○棚井裕一委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は、本日1日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算4件であります。これより直ちに審査に入ります。

○棚井裕一委員長 議第65号令和2年度上山市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第65号令和2年度上山市一般会計補正予算(第11号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億2,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は3,812万8,000円を増額し、補正後の額を47億6,392万1,000円とするものであります。1項国庫負担金の増によるものであります。

16款県支出金は2,596万円を増額し、補正後の額を10億6,651万円とするものであります。1項県負担金で1,146万円、2項県補助金で1,450万円の増によるものであります。

18款寄附金は6億円を増額し、補正後の額を15億1,210万円とするものであります。

19款繰入金金は2億2,318万8,000

円を減額し、補正後の額を6億2,458万8,000円とするものであります。

22款市債は660万円を増額し、補正後の額を9億5,240万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では4億4,750万円を増額し、補正後の歳入合計を189億2,900万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

1款議会費は59万8,000円減額し、補正後の額を1億5,360万円とするものであります。

2款総務費は3億6,384万円を増額し、補正後の額を53億6,269万5,000円とするものであります。1項総務管理費で3億6,600万2,000円の増、2項徴税費で383万6,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で246万1,000円の増、4項選挙費で29万1,000円の減、5項統計調査費で46万円の減、6項監査委員費で3万6,000円の減によるものであります。

3款民生費は9,281万7,000円を増額し、補正後の額を48億229万2,000円とするものであります。1項社会福祉費で3,374万5,000円、2項児童福祉費で3,922万2,000円、3項生活保護費で1,985万円の増によるものであります。

4款衛生費は546万9,000円を減額し、補正後の額を8億4,833万2,000円とするものであります。1項保健衛生費の減によるものであります。

6款農林水産業費は487万4,000円を減額し、補正後の額を5億2,275万9,000円とするものであります。1項農業費で319万2,000円、2項林業費で168万

2, 000円の減によるものであります。

7款商工費は1, 190万2, 000円を増額し、補正後の額を17億8, 012万5, 000円とするものであります。

8款土木費は69万5, 000円を増額し、補正後の額を10億9, 749万5, 000円とするものであります。1項土木管理費で39万2, 000円の増、次のページ、4ページをお開きください。2項道路橋梁費で551万5, 000円の減、4項都市計画費で568万4, 000円の増、5項住宅費で13万4, 000円の増によるものであります。

9款消防費は36万3, 000円を減額し、補正後の額を6億7, 329万6, 000円とするものであります。

10款教育費は1, 045万円を減額し、補正後の額を17億6, 156万円とするものであります。1項教育総務費で98万1, 000円の減、2項小学校費で1, 069万8, 000円の増、3項中学校費で3, 836万円の増、4項学校給食費で13万円の減、5項社会教育費で5, 563万5, 000円の減、6項保健体育費で276万2, 000円の減によるものであります。

以上の結果、歳出合計では4億4, 750万円を増額し、補正後の歳出合計を189億2, 900万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げます。

39ページをお開きください。

最初に、特別職について御説明申し上げます。

左端の欄を御覧ください。補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。補正額を計上しているのは長等の

その他の手当及び共済費で、9万3, 000円の増であります。児童手当の支給及び共済負担金率の変更によるものであります。

次のページをお開きください。

一般職について御説明申し上げます。

最上段の表であります(1)総括は、このページ中段のア、会計年度任用職員以外の職員と下段のイ、会計年度任用職員の内容を合算したものであります。左から職員数、給与費、共済費、合計及び備考欄で退職手当組合負担金について記載しております。それぞれ補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

補正前と比べ、報酬、給料及び職員手当を合わせた給与費の計は396万6, 000円の減であります。これは会計年度任用職員に係る報酬等を増額する一方で、会計年度任用職員以外の職員について、定年前の退職者や特別会計への人事異動により、給料及び職員手当を減額することによるものであります。共済費は給与費の補正に伴う変更により共済負担金率の変更を加えたことにより、258万3, 000円の減となり、合計では654万9, 000円の減とするものであります。これに退職手当組合負担金22万5, 000円の減を合わせて、一般職の職員人件費は677万4, 000円の減とするものであります。

その他の内容につきましては、記載のとおりでありますので御参照願います。

以上が給与費明細書の説明であります。これから御説明申し上げます事項別明細書での職員人件費について、給与費明細書の説明と重複する部分の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項別明細書について御説明申し

上げます。

歳出から御説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開きください。

最初に、1款議会費1項1目議会費は59万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は1,587万4,000円の増であります。人事管理費で、病休者等に対応するため、会計年度任用職員人件費の増、特別職給与等で職員手当等の増、職員人件費で人事異動等に伴う増によるものであります。

6目企画費は3億5,025万2,000円の増であります。歳入でふるさと納税寄附金の増を見込むことに伴い、ふるさと納税推進事業費で返礼品の送付等に要する経費の増によるものであります。

9目交通安全対策費は12万4,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2項徴税费1目税務総務費は383万6,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

次のページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は246万1,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は29万1,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

5項統計調査費1目統計調査総務費は46万円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

6項1目監査委員費は3万6,000円の減であります。職員人件費の減によるものであ

ります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は2,421万4,000円の増であります。灯油購入費等助成事業費で、県補助金を活用し、冬期間における低所得世帯等への生活支援策として、市民税非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯の灯油購入費等に対し、1世帯当たり5,000円を助成する経費を措置するほか、職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

2目障がい者福祉費は700万円の増であります。障がい者福祉事業費で障がい者の自立支援医療の増加に伴う扶助費の増によるものであります。

3目高齢者福祉費は765万9,000円の増であります。介護保険特別会計繰出金で介護報酬改定等に伴うシステム改修費相当分の増と職員人件費の増によるものであります。

4目国民年金費は512万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は25万6,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2目児童措置費は3,896万6,000円の増であります。障がい児施設給付・医療費で放課後等デイサービス等の給付事業の増加に伴う扶助費等の増によるものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は1,197万円の減であります。生活困窮者自立支援費で令和元年度の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の精算による返還金の措置と住居確保給付金の増に伴う扶助費の増、職員人件費の減によるものであります。

2目扶助費は3,182万円の増であります
が、生活保護援護事業費で、生活保護受給者の
増加及び入院、手術、通院等に係る医療費の増
に伴う扶助費の増並びに令和元年度の生活保護
費負担金の精算による返還金を措置すること
によるものであります。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務
費は546万9,000円の減であります
が、保健対策推進事業費における人件費の増と職員
人件費の減によるものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会
費は8万8,000円の増であります
が、農業者年金事業費における人件費の増と職員人件費
の増によるものであります。

2目農業総務費は330万9,000円の減
であります
が、職員人件費の減によるもので
あります。

4目畜産業費は2万9,000円の増であ
りますが、職員人件費の増によるもので
あります。

2項林業費1目林業総務費は168万2,0
00円の減であります
が、職員人件費の減によるもので
あります。

7款1項商工費1目商工総務費は360万8,
000円の減であります
が、商工総務費で産業
まつり中止に伴う補助金の減と職員人件費の減
によるものであります。

次のページをお開きください。

2目商工業振興費は2,000万円の増であ
りますが、新型コロナウイルス感染症対策費
(新生活様式対応)で、テレワーク環境の整備
等に取り組む市内業者に対し、県と費用を折半
して支援するオンライン化促進支援補助金の増
額措置によるものであります。

4目観光物産費は449万円の減であります

が、以下申し上げます事業の中止に伴う負担金
補助の減額によるものであります。観光物産振
興対策費では山形花笠まつり負担金、観光物産
振興事業費ではワンウェイタクシー運行委員会
負担金及びかかしカップゲートボール大会補助
金、観光物産関係団体助成費では秋まつり、踊
り山車、全国かかし祭及び上山城まつりの祭り
行事補助金であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は
39万2,000円の増であります
が、職員人
件費の増によるものであります。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は551
万5,000円の減であります
が、職員人件費
の減によるものであります。

4項都市計画費1目都市計画総務費は570
万8,000円の増であります
が、下水道事業
会計負担金で人事異動に伴う人件費相当分の増
と職員人件費の減によるものであります。

2目公園費は2万4,000円の減であ
りますが、職員人件費の減によるもので
あります。

次のページをお開きください。

5項住宅費1目住宅管理費は13万4,00
0円の増であります
が、職員人件費の増による
ものであります。

9款1項消防費1目常備消防費は36万3,
000円の減であります
が、職員人件費の減に
よるものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会
費は98万1,000円の減であります
が、教育長給与等及び職員人件費の減によるもので
あります。

2項小学校費1目学校管理費は1,069万
8,000円の増であります
が、小学校整備事
業費で、老朽化している南小学校プールの改修
について来期のプール使用時期まで完成させる

ため、工事監理委託料及び工事請負費を今回措置することと、職員人件費の減によるものであります。

3項中学校費1目学校管理費は3,836万円の増であります。中学校整備事業費で老朽化している北中学校プール改修を南小学校と同様な日程で進めるための経費の措置と職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

4項1目学校給食費は13万円の減ですが、職員人件費の減によるものであります。

5項社会教育費1目社会教育総務費は61万5,000円の増ですが、職員人件費の増によるものであります。

2目公民館費は5,500万円の減ですが、公民館耐震化事業費で南部地区公民館の耐震補強におけるアスベスト除去工事の縮小に伴う減によるものであります。

3目青少年女性費は125万円の減ですが、青少年費で少年少女球技大会、ミニバスケットボール大会及びわんぱく交歓研修会の中止に伴う委託料の減によるものであります。

6項保健体育費1目保健体育総務費は32万3,000円の減ですが、職員人件費の減によるものであります。

2目体育振興費は243万9,000円の減ですが、スポーツ振興事業費で、駅伝競走及び全日本エアロビック山形大会の中止、生涯スポーツ振興事業費でツール・ド・ラ・フランス大会その他の各種大会の中止に伴う負担金補助の減によるものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、12ページ、13ページをお開きください。

最初に、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は3,812万8,000円の増ですが、以下の事業の国庫負担金を増額計上するものであります。障がい者自立支援医療に対する障がい者医療費負担金、放課後等デイサービス等の給付事業に対する障がい児施設給付費等負担金、生活保護に対する生活保護費負担金、生活困窮者自立支援費に対する生活困窮者自立相談支援事業費等負担金であります。

16款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金は1,146万円の増ですが、障がい者自立支援医療に対する県負担金である自立支援医療給付費負担金及び放課後等デイサービス等の給付事業に対する県負担金である障がい児施設給付費等負担金を増額計上するものであります。

2項県補助金2目民生費県補助金は450万円の増ですが、灯油購入費助成事業費補助金で県負担分を計上するものであります。

7目商工費県補助金は1,000万円の増ですが、新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）の県負担分であるオンライン化促進支援補助金を計上するものであります。

18款寄附金1項1目寄附金は6億円の増ですが、ふるさと納税寄附金を増額計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は2億2,318万8,000円の減ですが、財政調整基金取りくずしを減額するものであります。

22款市債1項市債7目教育債は660万円の増ですが、公民館整備事業で南部地区公民館のアスベスト除去工事の減額に伴い、地方債借入れを減額し、中学校施設整備事業では北中学校プール改修、小学校施設整備事業では

南小学校プール改修の財源として計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

記載のとおり3つの事業について繰越明許費を定めるものであります。

9款1項消防費、市単独消防施設整備事業費の8,000万円につきましては消防庁舎別棟の増築工事等が、10款教育費2項小学校費、小学校整備事業費の1,160万円につきましては南小学校プール改修工事が、3項中学校費、中学校整備事業費の3,760万円につきましては北中学校プールの改修工事が、いずれも年度内完成が見込めないことから繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

このたびの補正は追加8件であります。

市立放課後児童クラブ運営業務について、令和2年度から令和5年度まで、限度額を1億6,200万円とするものであります。

以下の7件につきましては、いずれも地区公民館等の指定管理料について令和2年度から令和7年度までの限度額を定めるものであります。西郷地区公民館指定管理料5,000万円、本庄地区公民館指定管理料5,000万円、東地区公民館指定管理料5,000万円、宮生地区公民館指定管理料4,900万円、中川地区公民館・中川農業者等トレーニングセンター指定管理料6,500万円、中山地区公民館指定管理料4,900万円、山元地区公民館・山元体育館・山元運動広場指定管理料を5,000万円と定めるものであります。

最後に、第4表地方債補正について御説明い

たします。

7ページを御覧ください。

このたびの補正は、追加1件、変更2件であります。

最初に追加であります。起債の目的は小学校施設整備事業、限度額を1,040万円とし、起債の方法を普通貸借又は証券発行によるものとし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるとするものであります。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

次に、変更であります。中学校施設整備事業で、補正前の額に3,380万円を増額し、補正後の額を3,930万円とし、公民館整備事業で補正前の額から3,760万円を減額し、補正後の額を9,770万円とするものであります。

その結果、地方債全体では、補正後の限度額を9億5,240万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入と併せて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、1款議会費、2款総務費についての質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 それでは、15ページのふるさと納税推進事業費について伺います。

今回、6億円が補正をされて、順調にふるさ

と納税が増えているということは大変結構だと思うんですが、それで今回、この委託料が約3億3,700万円補正をされているわけです。これは観光物産協会のほうに入ると思うんですけれども、かなりの額の返礼品を送るいろんな作業が伴うわけですが、この委託料が増えることによって協会の負担も増えるわけですが、協会側から見れば仕事が増えて金も入ってくるわけですから、経営的に見て、これは歓迎すべきものというふうに私は思うのですが、市の委託料が増加することが観光物産協会の体質強化につながっているのかどうかという視点で見た場合に、どのような評価を市当局としてはされておられるでしょうか。

○棚井裕一委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 委託料、こちらに記載されているもの全額が観光物産協会というわけではございませんで、ポータルサイトからの寄附が多いものですから、そちらの手数料も含めた委託料ということで御理解をいただきたいと思えます。

当然、観光物産協会に対する委託料等も寄附額の増加に伴いまして増額されることになりましてけれども、そちらの資金を活用して観光振興等に使えるお金が出てくるということで、体制というか、施策自体が強化されていくことになるというふうに理解をしております。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 それでは、ポータルサイトのほうにも行くということですが、この3億3,700万円のうち観光物産協会のほうにはどの程度行くのでしょうか。

○棚井裕一委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 2,400万円程度が増額されることとなります。

返礼品等の支出を除いた分、観光物産協会の実質、実入りとなる手数料という考え方で、2,400万円の増額ということでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
次に、3款民生費、4款衛生費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 1目の灯油購入費の助成事業についてお伺いいたします。

これについては県のほうの委託料というようなことでございますけれども、灯油助成についての現在の進め具合、あるいはいつ頃までこの助成費については振込を終了するのかお聞きいたします。

○棚井裕一委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 灯油購入費等助成につきましては、県の補助金を活用して行う事業でありますけれども、昨年よりも早めに対象者の方に支給できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○棚井裕一委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 どうもありがとうございます。昨年よりも早めということで、計算しますと大体18リッターの灯油缶を4本というようなことでの計算でございますけれども、やはり寒くなる前にできるだけ早く困っている方に振り込んでいただくようお願いをしておきます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 それでは、3款の放課後デイサービスの障がい児施設給付医療費というところでお伺いいたします。

総合療育訓練センター、現在は県こども医療療育センターというふうに名称を変えているよ

うであります。昨今、発達障がいという言葉がやたら使われ出して、子どもの外来、あそこにあるんですけれども、その施設に行くと何か月も待ちなんです。半年待ちとか、これはどうということなのかというふうに考えた場合、かつてはどこの学校、クラスにもちょっと変わった子がいた、保育園にもいたと。そういう子が、どんどん、何というんでしょうか、ふるいにかけるわけではないんでしょうけれども、医療の現場のほうに向かっているという現象が今続いているように思います。

それで、ここに計上されている児童措置費で約3,800万円の補正であるんですが、先ほど放課後デイサービスと財政課長が話をされたので、放課後デイサービスを実施している障がい児の施設といえば、二日町プラザの施設、名称を言っても差し支えないと思いますが、おれんじ学園ですね。それから、旧あさひ保育園のところでやっているPOCCOという施設、これは学童。それから、弁天にあるぼこ・あ・ぼこという施設などがあるわけです。ここでは市がやっている学童保育とは違いますから、3,800万円も補正をするということは、ちょっと普通の感覚だと何でそんなにお金がかかるものかというふうに思うわけです。

それで、課長のほうで数字が分かれば、それぞれの施設ごとに何人ぐらい対象者がいるのか。場合によっては2つの施設に行っている子もいるとは思いますが。また、おれんじ学園はさらにスペースを拡張するというような話も聞いておりますし、先ほど言った医療療育センターは何か月も待たなければ外来に行けないという実態もあるということは、市として何をすべきかということに私は翻って考えるわけですが、まずは取りあえず現実を私もよく

分からないのです。それで、さっきの放課後デイサービスを実施している3施設について、分かれば結構ですが、人数はどの程度の規模で今運営されているのか伺います。

それから、生活保護についても、2,000万円も扶助費を追加しております。生活保護は、毎年過去最高だというふうに率が更新をしているような状況がずっとありました。昨今のコロナによって、低所得の方について矛盾が噴き出してきていると、失業したり、特に女性についてそういうことが報道されておりますが、先ほど福祉課長から聞いたら、145世帯198人の受給者が現在いるとのこと。率にすると0.67%だということなんですが、これはかつての水準からいくと2倍から3倍の数字なんです。職員も恐らくたまったものではないとか、ひいひい言っているんじゃないかと思っておりますけれども、この原因です。コロナとは直接関係ないと思うんですが、ここまで貧困層が、困っている方が増えてきているということの現状に対して、どのような感触を持って今後指導に、仕事に当たろうとしているのか、それも伺っておきます。

○棚井裕一委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 放課後デイサービスの施設ごとの利用者なんですけれども、そこは現在把握しておらない状態です。市内で放課後デイサービスを利用しているのは、現在85名で、市内には先ほど委員から3か所とありましたが、先ほどのものに加えて、ふぁーすと・すてっぷも中学生、高校生の放課後デイサービスを利用できますので、それを合わせて85名が利用しております。市内だけではなくて山形市の放課後デイサービスを利用されている対象者もいます。

それで、増えている要因としましては、施設が市内に1か所昨年増えたということと、山形市内にも増えているということと、保護者の方がより障がいの特性に応じた支援を望まれているという原因。あと、新型コロナによって学校が休業したときに、放課後デイサービスの半日の療育ではなくて1日療育も利用された対象者の方がいるので、増えている要因となっております。

生活保護の増えている要因ですけれども、まず医療、入院とか治療が本当に必要になり、入院になった時点で、生活保護を申請される方が最近多くなっております。治療費が、例えば高額になる治療が必要になって申請をされる方と、同じように生活保護から自立される方が少ないという状況ですので、申請を受けて開始になる方が増えていく状況なので、生活保護の受給者が増えていると理解しています。

○**棚井裕一委員長** 枝松直樹委員。

○**枝松直樹委員** 私が3施設申し上げたんですが、そのほかにもあるということで、市役所に相談に来るということは、現状ではあまりないようでありまして、その利用されている方々というのはどういうルートでその施設につながっていくのかというところが、私の一つの疑問であるんですが、もう少しネットワークがあって一元化されて、適切なサービスが受けられればさらによろしいのではないかと思います。ここについては改めて何かの整理が必要かというふうに思っております。一律ではなくて、その子ども、子どもに応じたサービスの提供という面では歓迎すべきかもしれません。お金がかかってもしょうがないということかもしれません。

なお、生活保護については、先ほど聞いたら、

4月から先月末、11月末の期間で17件の適用をしたということですが、これだけ新規申請が多いと、私の経験上から申し上げても、仕事がこれ一本で終わってしまうくらいスケジュールになると思っております。困っているから申請に来るのであって、ぜひその人たちについても引き続き手厚いケアをお願いしたいということで、終わります。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、6款農林水産業費、7款商工費についての質疑、発言を許します。高橋要市委員。

○**高橋要市委員** 7款商工費の商工総務費及び4目の観光物産費についてお聞きしたいと思います。

産業まつりの中止と、そしてまた観光物産費においては花笠とか秋まつり、その他ゲートボール大会なども中止となっておりますけれども、その各種イベントの中止とする判断基準、そういったものは明確なものをお持ちなのか、まずはお聞きしたいと思います。

○**棚井裕一委員長** 商工課長。

○**鈴木英夫商工課長** 商工課所管では、産業まつりでございますけれども、基本的に実施団体である商工会の判断ということになりますが、その基準としては、国あるいは県、市が定めておりますガイドラインがございます。そういったものを基準とし、なおかつ全国あるいは県内、市内の感染状況、そういったものを併せまして判断しているということでございます。

○**棚井裕一委員長** 高橋要市委員。

○**高橋要市委員** その判断基準において、ある程度コロナの状況によって、その都度見直し等もあろうかと思います。それで、今お示しいた

だきました国及び県でどのような基準を示されているか、それに基づいた形で各種団体などについても指導されているかと思えますけれども、例えば夏場と、あるいは最近の山形内でもクラスターも発生しているということで、そのイベントにおける判断基準、違いというか、その更新というのは、その都度されていらっしゃるのかどうか、その点をお示しいただきたいと思えます。

○棚井裕一委員長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 国、県等の基準等につきましては、都度、感染状況等を踏まえた見直しが行われておりまして、現在のところ屋内であれば、例えばすごく騒がしいものであれば禁止とか、定員を半分にするとか、静かなものであれば可能な限り定員に近づけても大丈夫とか、屋外の場合は収容人数の約半分とかというような形で、マスコミ等でも言われているような、それぞれの基準に基づいた形で設定をされているところがございます。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 そのような基準に基づいて、各種団体とか、本市における主催あるいは共催、後援、そういったものについても判断をされているということなんですけれども、やはり本市の各団体もいろいろなこのイベントで、本市の経済的な面においてとか、様々な関係性といえますか、寄与されているところもあろうかと思えます。

そういった団体なども、なかなかどういったところに基準を置いたらいいかということで、大変迷いながら、できれば開催して本市を活発にしたいとか、活性化に寄与したい、そういった思いがありながら、なかなかできないというところ、判断基準も非常に迷って

いるところがありますので、今していただいていることは大変ありがたいと思えますけれども、継続して、また日々変わってくる状況に対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
次に、8款土木費、9款消防費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 9款の消防費について伺います。

昨今の消防団員の定員の減少というようなことで、各地区のほうでお預かりしている、特に可搬ポンプ等の整理をするというようなお話を伺っておりますが、この整理を進めるに当たって、どのような方向で進めていくのかをお聞きいたします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 現在、消防団の再編についてに関するものなので、これにつきましては検討中でございますが、考え方といたしましては、班が2つ、例えばその班に可搬が2つある場合は、それを1班にして、2班を1班にして、また機動力を持たせた軽積載車を整備するなど、そういった計画で各班に提案していきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
次に、10款教育費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 6ページの第3表債務負担行為補正の市立放課後児童クラブの運営業務について御質問いたします。

この人材確保やサービス向上、あるいは効率的な運営を目的にして1億6,200万円計上されているということで、全国規模で放課後児童クラブの運営実績のある事業者による指名型プロポーザル方式による選定を行うということなんですけれども、全国規模で事業展開をしているということは、かなり規模の大きい株式会社も想定されるんじゃないかと思えます。ただ株式会社というのは当然利潤追求を第一目的にするわけでありまして、医療とか、教育、福祉と、この営利追求の株式会社が果たしてなじむかどうかという心配があります。

これまでも例えば医療の世界では、医療特区によって整備された株式会社病院というのは、一部の富裕層だけを対象にした高度先進医療を実施して、医療の世界に差別を持ち込んだということもありますし、例えば介護保険の問題でも、株式会社が参入したけれども、もうからないのですぐに撤退して地域に大変な混乱を引き起こしたとか、あるいは教育の世界でも株式会社学校というところがいろんな腐敗の温床になったというような、様々な問題が指摘されているわけです。

やはり放課後児童クラブの運営は、社会福祉法人など非営利の法人形態が望ましいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 放課後児童クラブで行われます放課後児童健全育成事業につい

てでございますが、この事業は児童福祉法に基づく社会福祉事業でございます。この社会福祉事業は、法令を遵守して、法令等の基準を満たす必要がある事業でございます。

委員からありましたように、社会福祉事業であることから、運営者においては社会福祉法人や地域の運営協議会が運営に当たっているという場合が多いものでございますが、法令等の基準を確実に満たした上で、事業運営を健全に行える事業者というものが適切な事業者であると考えております。

法人の形態によらず、これを健全に実施できる事業者を選定したいと思っております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 今の説明は了解しましたけれども、現在、県内の各市町村でそういう民間の委託を行っているという実績はあるのかどうか、お尋ねします。

○棚井裕一委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 公設民営、つまり市町村が民間に委託している事業者の中でございますけれども、私どもが今想定している専門のノウハウを持って全国規模で事業展開をしている事業者というものは、今現在県内にはおりません。ほとんどが社会福祉法人、地域の協議会、保護者会などによる業務、運営形態となっているものでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。川口豊委員。

○川口 豊委員 歳入について質問いたします。

19款繰入金でございますが、財政調整基金の繰入れということで、このたび2億2,300万円ほど取りくずしをしているようでありますけれども、9月に示されました健全化判断比率等の表を見ますと、5月末現在で財政調整基

金の充当可能額が14億6,000万円ほどございました。それで、コロナ対策やいろんな対策に取りくずしを使って、今のところ6億2,000万円程度の残というようになっておりますが、今期末における見通しについて、財政調整基金はどの程度確保できるのかについて伺います。

○棚井裕一委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 まず、最初に御質問の中であった部分を改めて御説明したいと思います。

財政調整基金取りくずし、これは三角で2億2,300万円という表記で、取りくずしをやめるということでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、財政調整基金につきましては、この補正予算書だけでは全体像が非常に見えなくて、分かりづらいというのは確かでございますので、財政調整基金全体について改めて御説明したいと思います。

委員から御発言があったとおり、9月定例会の全員協議会で、健全化判断比率、その資料の中で財政調整基金は今現在14億6,000万円ほどあるということで御説明いたしました。これは5月末時点での数字ということで御理解いただきたいと思います。

その後、令和元年度の剰余金を処分する過程で、さらに財政調整基金につきましては1億1,300万円ほど積み増しをしております。したがって、今現在、15億7,400万円ほどあるというふうに御理解をまずいただきたいと思います。

今現在、コロナ対策等の事業の財源として、財政調整基金を予算上取りくずしておりますけれども、コロナ対策につきましては国の臨時交付金が入ってまいります、まだ全額歳入とし

て計上してございません。これが約4億円弱、これから臨時交付金を歳入として計上しますので、その結果、財政調整基金の取りくずしというのはもっと少なくて済むというふうに見通しを立てております。

ただ、歳入全般につきまして、税収等、まだ不確定、不安定な要素がございますので、最終的に財政調整基金がどうなるのかというのは、ちょっと幅があるんですけれども、取りくずしを試みて1億円くらい、あるいは取りくずししなくても逆に積み増しする可能性もあるというふうな、そのくらいの幅で見通しを立てておりますので、5月末現在の14億6,000万円の財政調整基金の積立額、これは今年度、維持できるのではないかと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で議第65号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。
採決いたします。

議第65号令和2年度上山市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開 議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第66号 令和2年度上山市介護
保険特別会計補正予算
(第2号)

○棚井裕一委員長 次に、議第66号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

[鈴木直美健康推進課長 登壇]

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第66号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書の28ページをお開き願います。

令和2年度上山市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億50万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、37ページ、38ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に650万円を追加し、補正後の額を5,225万5,000円とするものでありますが、介護報酬改定等への対応に伴う介護保険システムの改修を行うため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

35ページ、36ページをお開き願います。

3款国庫支出金2項4目介護保険事業費補助金に120万5,000円を追加し、補正後の額を170万円とするものでありますが、介護保険システム改修に対する補助金を増額するものであります。

7款繰入金1項5目その他の一般会計繰入金に529万5,000円を追加し、補正後の額を8,689万1,000円とするものでありますが、事務費繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第66号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

~~~~~  
**議第67号 令和2年度上山市水道  
事業会計補正予算（第  
1号）**

○棚井裕一委員長 次に、議第67号令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第67号令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

第2条、令和2年度上山市水道事業会計予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。職員給与費に314万2,000円を増額し、7,691万1,000円とするものであります。

人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

職員給与費について、最上段の（1）総括で御説明申し上げます。補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

給料は、116万4,000円の増、職員手当は134万4,000円の増、共済費は63万4,000円の増、合計では314万2,000円の増とするもので、いずれも人事異動に

伴う増額であります。

各内訳など、その他の内容につきましては記載のとおりでありますので御参照願います。

2ページを御覧願います。

令和2年度上山市水道事業会計実施計画補正について御説明申し上げます。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費用1項営業費用において、2目配水及び給水費から4目総係費に314万2,000円を流用するものであります。

6ページの資料、令和2年度上山市水道事業会計補正予算見積書につきましては御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第67号令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第68号 令和2年度上山市下水

道事業会計補正予算 (第1号)

○棚井裕一委員長 次に、議第68号令和2年度上山市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

[秋葉和浩上下水道課長 登壇]

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第68号令和2年度上山市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和2年度上山市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものであります。

第2条、令和2年度上山市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款下水道事業収益は620万円を増額し、補正後の額を10億2,120万円とするものであります。第2項営業外収益の増によるものであります。

支出、第1款下水道事業費用は620万円を増額し、補正後の額を10億1,720万円とするものであります。第1項営業費用の増によるものであります。

第3条、予算第5条に定めた債務負担行為に次のとおり追加するものであります。

浄水センター指定管理料について、令和2年度から令和7年度までの限度額を11億7,300万円と定めるものであります。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費に620万円を増額し、4,020万5,000円とするものであります。

人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

職員給与費について、最上段の(1)総括で御説明申し上げます。補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

給料は302万9,000円の増、職員手当は230万5,000円の増、共済費は86万6,000円の増、合計では620万円の増とするもので、いずれも人事異動による職員数の増に伴う増額であります。

各内訳など、その他の内容につきましては記載のとおりでありますので御参照願います。

2ページを御覧願います。

令和2年度上山市下水道事業会計実施計画補正について御説明申し上げます。

なお、重複する職員給与費の明細については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

収益的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款下水道事業収益1項営業外収益2目他会計負担金は620万円の増であります。一般会計負担金によるものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款下水道事業費用1項営業費用4目総係費は620万円の増であります。職員給与費によるものであります。

6ページの令和2年度上山市下水道事業会計補正予算見積書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第68号令和2年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
閉 会

○棚井裕一委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時20分 閉 会